

平成 28 年 3 月 8 日
大 阪 府

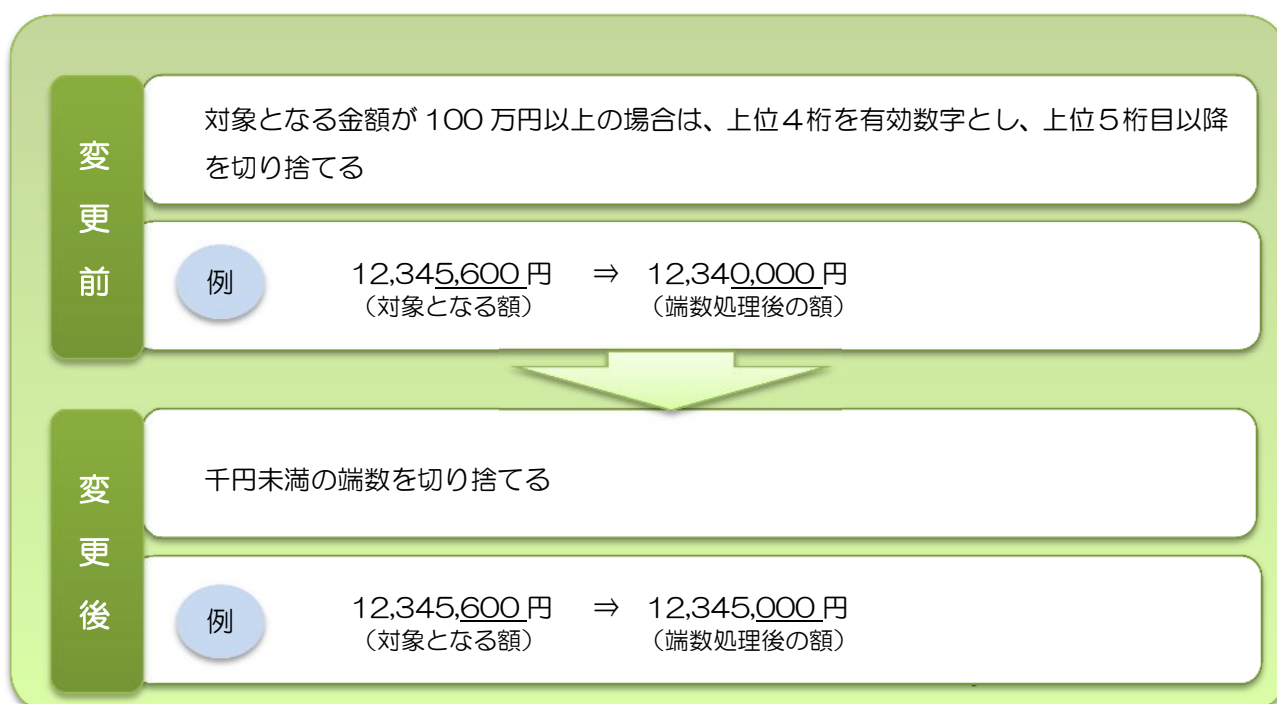
予定価格等の算出にかかる端数処理の変更について

大阪府発注建設工事等の電子入札において、予定価格、低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格の算出にあたり行っている端数処理（※）を、平成28年4月1日公告案件から下記のとおり変更しますので、お知らせします。

※ 大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領第7条に基づく端数処理

記

1 変更の内容



2 適用時期及び適用案件

平成 28 年 4 月 1 日以降に公告する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の電子入札案件について適用します。

問い合わせ先
大阪府総務部契約局建設工事課
代表 06-6941-0351 (内線 5332)